

第12 契約の解除

1 催告解除の要件（変更）

民法第541条。

当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が当該契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（改正前民法541条）

当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる。

今回の改正により、「その期間を経過した時における債務の不履行が当該契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。」とする但し書きが追加された。

2 無催告解除の要件（変更）

民法第542条第1項

次に掲げる場合には、債権者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

（1）債務の全部の履行が不能であるとき。

（2）債務者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（3）債務の一部の履行が不能である場合又は債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

（4）契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、債務者が履行をしないでその時期を経過したとき。

（5）前各号に掲げる場合のほか、債務者がその債務の履行をせず、債権者がその履行の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

（改正前民法542条）

契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、当事者の一方が履行をしないでその時期を経過したときは、相手方は、前条の催告をすることなく、直ちにその契約の解除をすることができる。

（改正前民法543条）

履行の全部又は一部が不能となったときは、債権者は、契約の解除をすることができる。ただし、その債務の不履行が債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（1）では、履行不能の場合に債権者に対して無催告解除を認めるものである。債務者における履行不能に対する帰責事由の存在は要件ではない。

（2）では、債務者がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したときに、債権者に無催告解除を認める。

（3）では、債務の一部について履行不能あるいは明確な履行拒絶がなされた場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないときに、債権者に「契約全部についての」無催告解除を認めるものである。

（4）及び（5）については、改正前民法542条は、債務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合（いわゆる定期行為の場合）に解除を認めるが、定期行為でなくともおよそ契約をした目的を達することができないような債務不履行がなされた

場合において無催告解除を認めるべき場合として規定されたものである。

3 無催告解除の要件2(新設)

民法第542条第2項

次に掲げる場合には、債権者は、前項の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。

- (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
- (2) 債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

契約の一部を解除する場合の要件として、債務の一部の履行が不能であるときと、債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したときを規定するものである。

4 債権者に帰責事由がある場合の解除(新設)

民法第543条

債務の不履行が債権者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、債権者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

本条は、債務の不履行が債権者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、債権者は、催告解除・無催告解除をすることができないことを明らかにするものである。

双務契約において、自身が債務不履行につき帰責事由があるにも関わらず、解除権を行使することによって反対債務の履行を免れることは、著しく公平に反するからである。

5 契約の解除の効果(新設)

民法第545条

- (1) 当事者の一方がその解除権を行使したときは、各当事者は、その相手方を原状に復させる義務を負う。ただし、第三者の権利を害することはできない。
- (2) 前項本文の場合において、金銭を返還するときは、その受領の時から利息を付さなければならない。
- (3) 第1項本文の場合において、金銭以外の物を返還するときは、その受領の時以後にその物から生じた果実を返還しなければならない。
- (4) 解除権の行使は、損害賠償の請求を妨げない。

(改正前民法545条)

- 1 当事者の一方がその解除権を行使したときは、各当事者は、その相手方を原状に復させる義務を負う。ただし、第三者の権利を害することはできない。
- 2 前項本文の場合において、金銭を返還するときは、その受領の時から利息を付さなければならない。
- 3 解除権の行使は、損害賠償の請求を妨げない。

今回の改正では、金銭以外の物を返還する場合における返還義務の範囲を新たに規定することになった。即ち、受領の時以後にその物から生じた果実を返還しなければならないと規定された。

6 解除権者の故意等による解除権の消滅(変更)

民法第548条

解除権を有する者が故意若しくは過失によって契約の目的物を著しく損傷し、若しくは返還することができなくなったとき、又は加工若しくは改造によってこれを他の種類の物に変えたときは、解除権は、消滅する。ただし、解除権を有する者がその解除権を有することを知らなかったときは、この限りでない。

(改正前民法548条)

- 1 解除権を有する者が自己の行為若しくは過失によって契約の目的物を著しく損傷し、若しくは返還することができなくなったとき、又は加工若しくは改造によってこれを他の種類の物に変えたときは、解除権は、消滅する。
- 2 契約の目的物が解除権を有する者の行為又は過失によらないで滅失し、又は損傷したときは、解除権は、消滅しない。

取消権における法定追認と同様に、解除権を有する者がその解除権を有することを知らなかった場合には、解除権を喪失しないことを明記したものである。

また、「自己の行為若しくは過失によって」という要件が不明確であったことから、「故意又は過失によって」と規定し直すことになった。